

[事案 2020-314] 新契約取消請求

・令和3年11月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年7月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、「既契約を払済保険にするなら、最低3,000円の掛金の保険がなければいけないので、新規の保険に入ってください。」と言われたため契約したが、後に、代理店や保険会社のカスタマーセンターに確認をしたところ、新規に保険に入らなくても、払済保険にできることがわかった。
- (2)契約の際、募集人から本契約の説明をされた覚えがない。申込書等は、募集人から「字を似せて下さい。」と指示されて、自分の母が署名したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人母から、申立人の死亡保障を準備したいがなるべく保険料は抑えたいという要望を聞き、取扱上の最低保険料が3,000円である旨の話をしたかもしれないが、最低3,000円の保険料の払込みがないと既契約を払済保険に変更することはできないとの説明はしていない。
- (2)募集人は、申立人母同席のもとで、申立人に対して契約内容等の説明をしており、最終的には、申立人の意思により、申立人が手続書類に署名した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に虚偽の説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。